

東京都大田区における在日韓国人高齢者の就業状況

曹 賢 美

1. はじめに

日本に在住している韓国・朝鮮人は現在約70万人を数え、その大部分が生活の根拠を日本に置いて生活している。

現在、在日韓国・朝鮮人一世¹⁾は高齢化し、その世代はほぼ終わりに近づいている。歴史の変化とともに、日本で生涯をおくってきた彼らの長い人生の最終点で、現在はどうのような状況におかれているのかを調べるのは現時点でなければ出来ないことであると考えられる。

いままでの在日韓国・朝鮮人についての研究は歴史学の分野と社会学の分野では山田・朴(1992)、野尻(1992)らによって一定の業績をあげてきている。しかし、地理学の分野では千葉(1987)による報告以外はほとんどなされていない状況である。

本論文の目的は定住している韓国・朝鮮人高齢者を、日本社会を構成する民族的マイノリティとしてとらえ、その居住の背景や生活現状を職業を中心にして明らかにすることである。

そのために、工業の集積地でありながら、在日韓国・朝鮮人の集住地域である東京都大田区を選び、そのなかでの日本人高齢者との比較を試みた。おもな調査対象は1992年現在、大田区に在住する55歳以上の在日韓国人男性である。また、調査方法は「在日本韓国居留民団大田支部」に保管されている「身元確認書」を基礎資料とし、それに1992年7月と8月の2か月間の聞き取り調査を加えたものである。

大田区に外国人登録をしている韓国・朝鮮人は1992年2月現在4,719人で、そのうち「民団」に所属している韓国人は77.7%に当たる3,665人である。また、「民団」に所属している55歳以上の男性は573人であり、資料が得られたのはそのうち約半数に該当する253人であるから、調査対象者のことを調べることで、大田区の韓国・朝鮮人の現状を把握することが可能であると考えられる。

また上記のように、今回の調査が「民団」の団員をおもな対象としたため、調査対象者のことを示す際には「在日韓国人」とし、全般的なことを示す際には「在日韓国・朝鮮人」とする。

2. 在日韓国・朝鮮人の歴史的背景

(1) 在日韓国・朝鮮人の移住史

韓国・朝鮮人の日本への移住は、日本の政策による影響が大きい。

1910年、日韓併合当時の日本への渡航者数はまだ微増の段階であったが、1920年の産米増殖計画²⁾などを契機に渡航者数が急増する。この計画は、日本資本による米の増産を目指したものであった。しかし、結果的には、増殖された米、さらには韓国国内に必要な米までが日本に移送されたうえに、水利組合費が新たに課されたため、農村の生活は著しく破綻し、農村からの流出人口の多くが日本に移住している。この時期の日本における韓国・朝鮮人の主な職業は零細工場の職工、土木工事、坑内夫などの底辺労働者が多かった。

1931年の満洲事変の勃発とともに、渡航者数は大幅に増加し、1945年の終戦時には240万人近くにも達することになる。この時期の主な渡航理由は先述した農村経済の破綻によるものと、日本国内の労働力不足を埋めるための強制連行である。

職業の面からみると、1930年代には恐慌によって多くの者が失業者となり、あるいは土木、人夫、行商、古物商などの職種の者が増えるようになった。また、関東大地震により破壊された施設の復旧や、産業基盤整備のための土木工事にも多くの者が働いていた。

1945年の終戦とともに多くの韓国・朝鮮人は帰国することになり、日本での残留者数は約65万人となった。当時、強制連行された人々のうちのほとんどは計画送還に組み込まれていたため、日本に残った者の多くは本国での生活基盤を失って日本へ移住した者であると考えられる。しかし、終戦後には、復員軍人や海外引揚者が大量に戻って

きたため、再び在日韓国・朝鮮人は職を失うこととなった。そのため彼らはごく零細な小売業や製造業にたずさわるか、日雇労働のような単純肉体労働以外には生活の道がなくなった。

1950年代の韓国・朝鮮人の職業は戦前と比べて、商業やサービス業が大きく増え、そのなかでも古物商が販売業の約半分を占めていた。しかし、1970年代になると建設・古物商などが減り、管理・事務職が増える傾向を見せ始め、在日韓国・朝鮮人の職業が多様化していく。

(2) 社会制度

在留する外国人の社会的地位は、その国の在留資格に大きく影響される。在日韓国・朝鮮人の場合、1910年の韓日併合による日本国籍の強制、および終戦後の一方的な日本国籍剥奪にさらされ、現在も十分に保障された地位にあるとはいえない状況である。

1982年に成立・施行された「出入国管理令及難民認定法」と韓日両政府の間に結ばれた「在日韓国人法的地位協定」の1990年再協議によって、在日韓国・朝鮮人の永住権付与問題、指紋登録廃止問題等で合意をみた。しかし、その合意も在日韓国・朝鮮人の法的地位問題を完全に解決することにはならず、いまだに正すべき問題が多い。その内容をみると、①1990年6月1日から施行された改正「出入国管理及難民認定法」では、在日韓国・朝鮮人の在留資格は現在もさまざまにわかれており、同じ家族内でもそれぞれ在留資格が異なっている。②法律126号該当者³⁾の孫、曾孫までは特例永住の申請資格が与えられたが、その後の世代は対象から排除されたことである。つまり曾孫より下は在留に関する地位がより不安定となる。③特例永住の許可をうけても、一般外国人と全く同じく、入管法第24条の退去強制事由のすべての適用をうけるといふ点である。

このように、在留資格の複雑さと不安定さは、一般永住要件が一部緩和されたとはいえ、今なお消えてはいない。

(3) 在日韓国・朝鮮人の現状

日本がこれまで在日韓国・朝鮮人に対してとってきた政策は一貫して強硬な同化政策であった。しかし、民族性を抑圧する形で進められる同化政

策が結果として在日韓国・朝鮮人の社会性の向上となるかどうかには大きな疑問がある。以下では、在日韓国・朝鮮人社会の同化の指標として民族教育、通婚、帰化について検討、考察していくこととする。

1) 民族教育

日本には、韓国・朝鮮子弟のための民族学校が全国で107ヶ所あり、「在日韓国・朝鮮人子弟の約15%がそこに在籍」⁴⁾している。

民族学校より日本の学校が志向される最も大きな理由は、民族学校が「各種学校」扱いであるために、大学受験資格及び専門学校等の入学資格がえられないことである。行政の財政援助金も設備補助という名目で極めて少ない額が支給されるにすぎない。そのため、学校運営における親の負担が大きく、これも日本学校を選ばせる理由の一つになっている。

2) 通婚

在日韓国・朝鮮人と日本人との婚姻は年々増加してきている。ちなみに、1980年には日本人と婚姻した者は全婚姻者数の約72%に達し、同国人同士の婚姻件数をはるかに上回っている。このように日本人との結婚が急増した理由として、現在結婚適齢期に当たる三世または四世の場合、同国人よりは日本人との出会いがはるかに多いこと、また、母国語が話せないことや価値観の相違から韓半島生まれの同国人とのコミュニケーションが難しくなったことが挙げられる。しかし、いまでも父母や祖父母の間では族内婚志向が強く、そのため日本人と結婚しようとする者はしばしば日本人、在日韓国・朝鮮人双方から反対を受ける。

また、一世の場合、男性の単身出稼ぎ者が多いが、なかには本国に韓国人の妻をもったまま日本人女性と結婚する者もみられる。そうした場合、日本人女性との結婚は、内縁関係となることが多いが、本国には全く帰らないので実質的な妻は日本人女性になる。そして、子供は日本国籍になることが多い。

3) 帰化

在日韓国・朝鮮人の帰化者の数は1980年現在で10万人以上にのぼっている。

帰化は1984年の国籍法改正でより容易になった。同法は、父母両系血統主義を採り入れており、母親のみが日本人の場合でも日本国籍取得が可能である。

しかし、帰化によって国籍は変更されても現実には、朝鮮系日本人であることを表明すれば、他の日本人から差別される。そのことを最もよく表わしているのは、韓国・朝鮮系帰化人の団体である「成和クラブ」の存在である⁹⁾。同クラブは、その会員が会内で韓国・朝鮮系帰化人同士で婚姻できるようにしているのである。

3. 大田区における在日韓国・朝鮮人の居住背景

1992年2月現在、大田区の外国人登録者数は12,252人で、そのうち韓国・朝鮮人は4,719人である。大田区に居住する韓国・朝鮮人は東京23区のなかで足立区、荒川区、新宿区に次いで4番目に多い。足立区、荒川区、大田区の3区は古くから零細製造工場が多い地域であり、在日韓国・朝鮮人が集住している地域はこのように大都市の工業集積地が大半である。

大田区の在日韓国・朝鮮人に関する資料は戦前には統計が出されていないため、その正確な数字を把握することは出来ない。終戦後間もない1948年に、すでに約3,000人が居住していた。終戦後多くの者が祖国に帰国したことを考えると、大田区にも戦時にはかなり多くの韓国・朝鮮人が居住していたと推測される。

大田区へ流入した韓国・朝鮮人のほとんどは、本国での生活破綻によって渡航した人々である。彼らはおもに、京浜工業地帯での産業基盤整備のための土木工事を始め、軍事産業や多摩川沿いの河川改修工事、砂利採取などに従事していたと考えられる。以下では流出入の理由を考察するために、調査対象者の渡日の時期別、出身地別数の推移を当時の韓半島での政治状況と関連させながら分析を試みた。

大田区の在日韓国人の渡航時期をみると(第1表)、1930年から1945年の間に調査対象者の76%が渡日している。この時期は日本の中国大陸侵略のため、韓半島の農村経済の破綻が著しい時期であった。また、国民動員計画、朝鮮徴用令などに

第1表 在日韓国人の渡航時期

渡航期(年)	人数
1920～1929	22
1930～1939	53
1940～1945	54
1946～	11
計	140

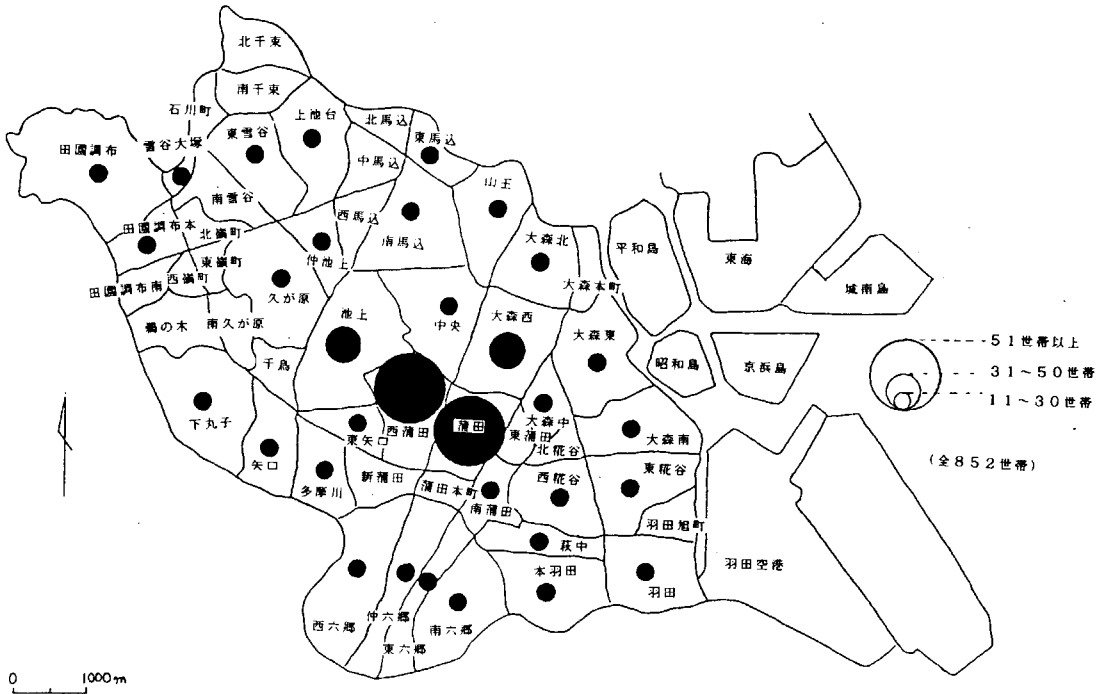
(調査対象者中、渡航地が把握されたのは140人である)
(「在日韓国居留民団」団員身元確認書より作成)

よって渡航を強制された韓国・朝鮮人は1939年から1945年の終戦まで急増することになった。したがって、この時期は在日韓国・朝鮮人が一番多く渡日した時期でもある。

植民地時代、韓半島から日本の底辺労働者として一番多く渡ってきたのが慶尚道や全羅道の農民であった。大田区の場合、調査対象者253人のうち154人が慶尚道、34人が全羅道で、不明16人を除いた237人中両道が約80%を占めている。なお、不明のなかにもこれら二道の出身者が多数含まれていると思われる。

1984年の神奈川県を参考にすると、韓国・朝鮮人の場合、忠清道及びソウル・京畿道からの渡日者は1972年以降に多い傾向をみせている。またこれは、1991年の全国と東京都の在日韓国・朝鮮人の本籍地別分布を見ても同じことがいえる。そうであれば、大田区のこれら各道の出身者が少ない理由は、これら新しい渡航者の吸引要因が、今の大田区には希薄であるためといえるだろう。

また、大田区における韓国人の居住分布をみると、全域にわたって分散している傾向をみせているが、特に蒲田への集住が顕著である(第1図)。蒲田は大森とともに古くから大田区の機械産業の中心地であり、戦時には軍事産業が活発だったため、戦前からその一帯に多く在住していた同胞らを頼って戦後も続々と韓国・朝鮮人が流入してきたと思われる。



第1図 東京都大田区における在日韓国人の地域別世帯数 (1992年5月現在)

4. 大田区の在日韓国人高齢者就業の特徴

本論文は主たる対象を男性に限っている。その理由は、女性の場合は「民団」に保管されている「身元確認書」の職業欄に無職、または主婦としか記載されていない者が多く、その現状を把握することが困難であると判断されたからである。しかし、在日韓国人の場合、女性でも焼肉屋を中心とした販売業に従事したり、家族労働者として現職についている者は少なくない。

まず、大田区の在日韓国人の55歳以上の男性の就業特性を概観しておく。第2表は、「民団」から得られた大田区の在日韓国人高齢者の職業別構成である。大田区の在日韓国人高齢者の職業は、同区の日本人同年齢の男性と比べて、専門職、管理職、事務職の割合が低く、販売従事者の割合が高くなっている。販売業に次いで多いのは、技能工・製造・建設作業者であるが、これらの職種は日本人の場合は最も高い割合をしめている。

また、全年齢を対象にした東京都の在日韓国人・

朝鮮人の職業構成(第3表)と比較してみても、大田区の在日韓国人高齢者の職業特性は、以上のような職種に顕著に表れている。ただし、東京都の統計では、生産年齢未満の者や学生が含まれているため多くなっている無職者を除き、現職者のみを総数として職業別割合を算出している。東京都と比較すると、大田区の在日韓国人高齢者の事務職従事者の割合は非常に小さいといえる。一方、販売業と技能・生産工程従事者をみると、両職業ともに東京都の在日韓国人・朝鮮人に比べてその割合は2倍以上である。ただし、その内容は、焼肉屋などの飲食店、古物商、小規模零細製作所経営などが中心である。以下では、「民団」から得られた資料をもとに、大田区の在日韓国人高齢者の職業構成をさらに詳しく検討し、職業と学歴の関係についても考察していく。

(1) 職業構成

大田区の在日韓国人の職業構成のなかで最も比率が高いのは、販売業従事者である。その内訳をさらに詳しくみると、飲食店経営者と古物商が各

第2表 大田区高齢者の職業構成の比較（1985年）

職 種	大田区全体 (%)	在日韓国人 (%)
専門的・技術的職業従事者	4,235 (10.5)	7 (2.9)
管理的職業従事者	8,382 (20.8)	39 (16.1)
事務従事者	4,485 (11.1)	9 (3.7)
販売従事者	5,815 (14.4)	91 (37.6)
農林漁業作業 者	180 (0.4)	1 (0.4)
採掘作業 者	5 (0.0)	
運輸・通信従事 者	1,398 (3.5)	13 (5.4)
技能工、製造・建設作業 者及び労務作業 者	13,109 (32.5)	71 (29.3)
保安職業従事 者	628 (1.6)	
サービス職業従 事者	1,867 (4.6)	11 (4.5)
分類不能の職業	233 (0.6)	
計	40,337 (100)	242 (99.9)

(在日韓国人242人は総調査対象者253人のうち、無職者11人を除いたものである)

(大田区全体は「国勢調査」による)

第3表 在日韓国人の職業構成（1985年）

職 種	東京都〔全年齢〕 (%)
専門的・技術的職業従事者	1,522 (7.7)
管理的職業従事者	2,892 (14.7)
事務従事者	7,022 (35.6)
販売従事者	3,388 (17.2)
農林漁業作業 者	26 (0.1)
採掘作業 者	10 (0.1)
運輸・通信従事 者	978 (5.0)
技能工、製造・建設作業 者及び労務作業 者	2,858 (14.5)
サービス職業従 事者	1,014 (5.1)
計	19,710 (100)

(資料：在留外国人統計)

30人ずつで最も多い。飲食店の場合は焼肉屋を経営している者が多く、その大半は家族中心の小規模のものである。

古物商経営者（屑鉄・屑銅販売業者）は在日韓国人の職種のなかでも特に高齢化が目立ち、調査対象者30人の内23人が65歳以上である。このことは、需要そのものが減少しているとともに同職業が若い世代がもはや就くことのない職業になりつつあることを示している。古物商の多くは家族だけで店を運営しており、作業場と住宅が一緒になっている場合が多い。そのため、住環境は決して良いとはいえない状況であり、また、就労時間も一定ではない。最近では、屑鉄販売だけでは事業を維持できなくなった業者が、産業廃棄物処理業との兼業をする傾向をみせている。

飲食店と古物商以外の販売業者では、韓国食品店の経営者が3人、雑貨販売が2人、電気製品等の販売業者が11人、魚の行商が1人である。また、不動産関係従事者のなかには、金融業（金貸業）や飲食店等との兼業者も多数多く含まれている。

次に高い割合を占めるのが、技能工・生産工程作業員及び労務作業員で、全体の29.3%である。同職業の割合は、大田区の55歳以上日本人のそれよりは若干少ないものの、東京都の在日韓国・朝鮮人の割合の2倍以上になっている。なかでも金属製品・機械製造作業員や建設作業員が多いのが目立つ。就労形態としては、技能・生産業従事者のほとんどが自営業者であり、しかも従業員5人以下の小規模のものが多い。

建設作業員は15人で、全調査対象者の6%に当たるが、55歳以上であるという年齢条件を考慮すると、少ない数字であるとは言い難い。そのなかには、土木工事業や解体業などの事業主が7人含まれているが、残りの8人は工事現場の作業員である。

管理的職業従事者は39人で、調査対象者の16.1%を占める。これは、東京都の14.7%よりは高いが、大田区全体の20.8%と比べると低い数字である。今度の調査では、会社名や規模などは不明のまま会社代表または役員として記入されている者も管理職として分類した。しかし、同職業においては、規模の不明な事業所を除くと、従業員規模20人以上の企業の割合は非常に低くなる。従

業員数が把握できた同職業従事者のうち、従業員20人以上規模事業所の管理職従事者の割合は4%である。このように管理職の割合を20人規模以上に限定すると、大田区の日本人高齢者との差はさらに広がる。大田区の日本人高齢者の資料は国勢調査によるものであり、従業員30人以上が目安であるから、実際の格差はさらに大きくなる。

また、大田区の韓国人高齢者の管理職の割合は、他地域の在日韓国人と比べても低い値である。ちなみに神奈川県の大田区・朝野町の20人規模以上事業所における管理的職業従事者の割合は12.5%であり、大阪のそれは8.4%である。これらの地域での調査は20歳以上を対象にしており、年齢層の違いからくる相違はある。しかし、高年齢になるほど、管理職従事者が多くなる一般的傾向を考えると、大田区の在日韓国人が経営する企業の零細性は明らかである。

また、在日韓国人が管理職従事者である場合のひとつの特徴としては、同じ民族を多く雇う者が多いことが挙げられる。

サービスの職業従事者の割合は4.5%で、大田区民のそれとはほぼ同じである。しかし、韓国人の場合、11人中9人が遊興・接客業に従事しており、またその半数が麻雀・ゲームセンター・パチンコ店の従業員である。

運輸・通信従事者は東京都や大田区全体と比べてその割合が若干高くなっているが、その内実はほとんどが運転手である。

(2) 学歴と職業との関係

大田区の在日韓国人の職業別学歴は第4表のとおりである。そのうち大卒者は全数の19.0%を占めており、高卒以上の者は32.8%になっている。また、小学校卒業者が28.9%、小学校教育を終了していない者（第4表では無学とした）が9.5%で、両者をあわせると全数の3分の1以上を占めている。大田区職業安定所に保管されている全求職者の学歴をみると、大卒者が31.1%、高卒以上の者が55.7%であり、小学校卒業者は少ない。

このように在日韓国人の学歴が日本人と比べて顕著に低いのは、韓国人の場合は、多くが若い頃韓半島から渡航し、教育機会をえられなかったことによる。また、当時の韓半島では、近代的な学校制度が整備されていなかったことも一つの要因

第4表 在日韓国人の職業別学歴

職種 \ 学歴	無学	小卒	中卒	高卒	大卒	技術校	不明	計
専門的・技術的職業従事者		1		2	4			7
管理的職業従事者		7	2	5	19		6	39
事務従事者		1			2	1	5	9
販売従事者	15	27	9	10	11	5	14	91
サービス職業従事者		4		3	3		1	11
農林漁業作業者		1						1
運輸・通信従事者		8	4				1	13
技能工、製造・建設作業者 及び労務作業者	5	20	11	8	14	1	12	71
無職	4	4	1	1	1			11
計	24	73	27	29	54	7	39	253

(「在日本韓国居留民団」団員身元確認書より作成)

になる。そして何より忘れてはならないのは、日本の韓半島の植民地化による生活破綻で、彼らには教育を受ける余裕などはなかったことである。

在日韓国人の職業と学歴の関係を、日本人高齢者の場合と比べると、次のような問題が指摘できる。すなわち、在日韓国人高齢者の学歴は、日本人より相対的に低い、しかし、たとえ高い学歴であってもそれが職業に反映される割合は少ないという点である。例えば、大田区職業安定所で調べた求職者のうち、大卒者の72.3%が専門・管理職、事務職に従事しているのに対して、在日韓国人大卒者の同職への従事者は41.7%にすぎない。一方、大卒者による焼肉屋の家族経営、雑貨や電気機器販売、古物商、工事請負業従事者は決して少なくないのである。また、技能・製造業での大卒者の割合も大田区の求職者は8.9%であるのに対して、在日韓国人は27.1%になっている。

在日韓国人高齢者の職業と学歴の関係が日本人とかなり異なった傾向をみせるのは、一般企業による在日韓国人への採用拒否によるところが大きかった。しかしながらこのような差別は現在でも続いており、在日韓国人の雇用機会日本人と同様であるとは言いがたい状況にある。在日韓国人の大卒者の多くは二世で、韓国語がほとんど出来ず、韓国人としてのアイデンティティーも一世に

比して希薄である。外見も日本人と変わらない。それでも職業では、大きな差別を受けるのである。

また、就職先は学歴などにより限定され、一度就くようになった職業はずっと変わらないまま類似した職業の道を歩むことになる傾向があるが、これは在日韓国人の場合はより顕著になってくる。すなわち、在日韓国人一世は渡航当時から日本の最底辺労働力として働き、時代の流れとともに就職状況が少しはよくなったとはいえ、同じ底辺の職業に従事していることは全く変わらないままである。

また、もう一つ注目しなければならないことは、在日韓国人の就業年齢である。彼らの職種で一番比重が高かった販売業のなかでも、比較的単純な古物商に高齢者が多いことは年金との関わりが深い。日本人の場合は、大部分が厚生年金または国民年金に加入している。日本人の就業率は年金の受給額に応じて変化する。すなわち受給額が多ければ就業率は低下し、受給額が少なければ就業率は上昇する傾向がある。しかし韓国人高齢者の場合は制度的制約のため国民年金加入者は皆無であり、また厚生年金受給者も企業に雇用された者が少ないため、皆無に近い状態におかれている。そのため高齢になっても就業せざるを得ない状況におちいることになるのである。

5. 在日韓国人の生活史からみる職業の変遷

本稿では、1992年7月と8月の2か間の聞き取り調査により、在日韓国人一世の生活史を、職業を中心に調べた。彼らの生活史をみることは、在日韓国・朝鮮人の職業及び生活状況をより明確にし、彼らのおかれている社会状況について、一層の理解を助けるものである。ここでは、そのなかの6人の事例を採り上げてみることにする。

《A氏78歳》

A氏は韓半島の北部の咸鏡南道北青出身で日本へ渡って来たのは18歳の時であった。東京では新聞配達をしながら苦学をした。彼が通ったのは内燃機関の専門学校だった。戦時には徴用で入隊し、1年後終戦とともに軍を離れる。終戦後、彼が始めたのは自動車修理工場であったが、英語が出来たため、米軍の車を独占することができて、かなり利益をあげたとのことである。それをきっかけにして自動車部品工場を経営することになる。現在は長男に工場を譲り、本人は余暇活用として、近所の人に英語を教えている。

《B氏76歳》

B氏は28歳の時、強制連行されて九州炭坑で働かされた。仕事のきつさと苦しさに耐えきれず仲間と2人で逃走を図る。しかし、仲間は監視に発見され殺されたが、B氏は逃走に成功して山の奥に隠れていたとのことである。逃走して半年後終戦になる。その後、山口から東京へ向かい、現在の蒲田に住むようになった。日本人女性と結婚して子供は全員日本国籍になっている。彼が始めた仕事は大田区に多かった機械・金属工場で拾った屑鉄などを売ることであった。約40年以上をこのような古物商を続けてきたが、最近はそれだけでは商売にならず、産業廃棄物処理業も兼業している。工場から出る産業廃棄物を夢の島へ運んでいくこの仕事には許可が必要であるが、彼はその許可を日本人の妻の名義で取っている。彼は76歳の高齢にもかかわらず、息子2人とともに働いている。

在日韓国人の場合、学歴が職業にどう反映するのかは、次の事例がよく示している。

《C氏69歳》

C氏は忠清南道出身で1941年18歳の時、留学のために来日した。A大学経営学科を卒業したが、彼が結局ついた職業は鉄工所であった。時々韓国から壺などを持ってきて日本で売る、いわば運び屋も何十年間やっていたが、不況のためそれもうまくいかず、現在は鉄工所のみをやっている。彼の法律や経済に関する専門知識は、在日一世の相談役という形でしか活かされていないのである。

《D氏82歳》

D氏は本国で小学校を出て18歳で来日した。一人息子が戦死した後、妻と未亡人になった息子の妻との3人で、蒲田で6畳ぐらいの店を開き、和菓子を製造・販売して生計を立てていた。近所の同国出身者らは老夫婦に対する息子の妻の孝行に感心し、わざわざその店まで和菓子を買いにいって、彼らの生計を助けていた。2人は1990年に帰化したが、その理由については明確でない。

D氏の事例でも少しふれたが、在日韓国人の職業は同国人を顧客とした商売であることが多い。次に紹介するのはそうした事例の一つである。

《E氏63歳》

生命保険代理店を経営しているE氏は職場でも本名を名乗っている。現在の彼の職業は長期にわたる民団の会費集金係としての勤務及び民族紙「統一日報」社での勤務で培った人脈を活かしたもので、取引は主に同国人と行なっている。

植民地時代、日本は韓半島の下級管吏や軍属などに現地民を登用していた。やむを得ず日本軍について戦争に参加したために戦犯になった事例もある。

《F氏70歳》

軍属だったF氏は日本敗戦後、BC級戦犯として10年の刑を受けた。刑を終えたのちも本国へ帰ることが出来ず、やむなく日本で居住することになった。当時、彼はスパイと疑われ殴打されたこともある。その後、彼は職を転々として、現在は民族団体に勤めている。彼は民族団体の役員であるにもかかわらず、日本で人間らしく生きていく

ために若者は帰化したほうが良いと主張している。ただし、帰化しても身体のなかには韓民族の血が流れていることだけは忘れてはならないとのことである。

以上でみてきた人々の生活史はただ何人かの特別な話ではなく、大田区または全国の在日韓国・朝鮮人のごく一般的な話である。

在日韓国・朝鮮人のなかにはA氏のように英語が堪能なために、時代の変化にうまく順応してきた者もいるが、それは限られた例にすぎないといえる。多くの在日韓国・朝鮮人はB氏のように強制連行されてきて、生涯を底辺労働者として働くか、C氏のような高学歴をもちながら古物商や焼肉屋以外には就職の道がなかった者がほとんどであった。渡航初期から現在まで就職や生活全般で差別を受けてきた在日一世は高齢になった今でも生活のために働いている。

また、なかには日本の戦争に巻き込まれ、いつのまにか戦犯になってしまい、同じ民族からは裏切り者にされ、日本からは外国人だからという理由で何の保障も受けられなかったF氏のような人もいることを忘れてはならない。

そのうえ、産業廃棄物を処理するための許可をもらうにも韓国籍ではなかなか許可がおりないという差別が現在も依然として残されていることも事実である。

6. おわりに

本稿では、日本に生活の本拠をおいて居住している韓国・朝鮮人を、日本社会を構成する民族的マイノリティとしてとらえ、その居住の背景や生活現状を職業を中心に明らかにしてきた。その結果は以下の三つにまとめることができる。

まず第一に、韓国・朝鮮人が日本で定住するようになったのは、他国における移民とは異なる特殊な歴史的背景の結果である。

日本が韓半島でとった植民地政策は、多くの農民から土地を奪い、それゆえ、彼らは村に家族を残して仕事を求めて国内の大都市や国外へ行かざるをえなかった。それに平行して日本への強制連行も行なわれ、1940年代には日本国内の韓国・朝鮮人人口はピークに達することになる。

第二に、渡航初期から現在に至るまで在日韓国・朝鮮人は底辺労働につく者が多いということである。

1940年代当時の韓国・朝鮮人のおもな職業は危険な石炭・金属鉱山・軍需工場・港湾建設がほとんどであった。終戦後、しだいに韓国・朝鮮人の職業も多様化していくが、現在でもやはり職種は限られている。

第三に、調査対象地域である大田区の在日韓国・朝鮮人高齢者は単純肉体労働者が多く、しかも非常に高齢になるまで働いている者が多いということである。

「民団」資料で調べた大田区の在日韓国・朝鮮人高齢者の職業をみると、一番多いのが販売業で、そのなかでも焼肉屋や、古物商のような単純な仕事に従事する者が圧倒的に多いのが特徴的である。

以上のことから、一世は、日本社会の一構成員として国家に対する義務は果たしても、渡航初期から日本の底辺労働者として働き続け、生活全般で差別され、政府から事実上何の恩恵も受けられないままであることがわかる。

今後の課題としては、在日韓国・朝鮮人の問題に関する研究をさらに深めるとともに、ヨーロッパ諸国における労働力の補充を目的とした旧植民地からの労働力の収奪の状況と日本の植民地政策の遺産としての在日韓国・朝鮮人の問題との比較を行なうことである。

注

- 1) 本稿では、子供の時父母と一緒に渡航した場合でも、韓国生まれであれば一世とした。また、父母が渡航して間もなく生まれた場合でも日本生まれであれば二世とした。
- 2) この計画の目的は、朝鮮総督府の発表したところによれば、①内地（日本）の食糧問題の解決に役立つとともに、②朝鮮における食糧需要の増加にそなえ、③あわせて朝鮮農家経済の向上、朝鮮経済の振興をはかることにあるとされている。
- 3) 1945年9月2日以前から日本に居住し引き続いて1952年4月28日まで在住している韓国・朝鮮人と、その人たちを親として、1952年4月28日までに生まれた韓国・朝鮮人。在留期間の定めはない。
- 4) 山田照美・朴鐘鳴（1992）：『在日朝鮮人』p.

197.

- 5) 成和クラブ連合会；1969年創立。東京，東海，京都，大阪，山口，和歌山，北海道に各支部がある。

文 献

金原左門・石田玲子・小沢有作・梶村秀樹・田中宏・三橋修（1990）：『日本のなかの韓国・朝鮮人，中国人——神奈川県在住外国人実態調査より』明石書店，378P.

神奈川在日外国人問題研究会（1992）：『多文化・多民族社会の進行と外国人受け入れの現状—神奈川県事例にそくして』神奈川県，163P.

在日高麗労働者連盟（1992）：『在日朝鮮人の就労実態調査—大阪を中心に』新幹社，155P.

徐 龍達（1987）：『韓国・朝鮮人の現状と将来——人権先進国・日本への提言』社会評論社，294P.

竹内淳彦（1974）：『東京内部における住工混在地域の構造——荒川区/大田区の分析』地理学評論，47，748—761.

千葉立也（1987）：『在日朝鮮・韓国人の居住分布』昭和60/61年度文部省科学研究補助金〔総合研究A〕研究成果報告書，45—84

床井 茂（1990）：『いま在日朝鮮人の人権は』日本評論社，234P.

野尻英樹（1992）：『在日朝鮮人の生活世界』弘文堂，232P.

民族差別と闘う連絡協議会（1989）：『在日韓国・朝鮮人の補償・人権法』新幹社，190P.

山田照美・朴 鐘鳴（1992）：『在日朝鮮人——歴史と現状』明石書店，255P.

尹 健次（1992）：『在日を生きるとは』岩波書店，279P.

Employments and Lives of Aged Korean Immigrants in Ota-ku, Tokyo Hyunmee JO